

公益財団法人徳島県消防協会評議員並びに役員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県消防協会定款第13条の規定に基づく、「評議員に対する報酬の支給の基準」及び定款第29条の規定に基づく、「理事及び監事に対する報酬の支給の基準」について定めるものとする。

(評議員及び役員の報酬)

第2条 評議員、理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償を行うことができる。

(旅費の支給基準)

第3条 評議員、理事及び監事が事業等に従事したときは、旅費として実費を支給することができる。

(報酬及び旅費の支給)

第4条 報酬及び旅費の支給は、出席の都度通貨で支給する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の議決による。

附則

この規程は、公益財団法人徳島県消防協会の設立の登記の日から施行する。